

## 浄化槽を正しくお使いいただくために

浄化槽は微生物の働きによって生活排水をきれいな水にする装置です。特に、合併処理浄化槽はトイレの水洗化による快適な生活を実現するだけでなく、台所や風呂等からの生活雑排水も処理して河川へ放流するため、きれいな河川の水量をそのまま保つことができる環境にやさしい装置です。

ただし、浄化槽はその使い方を誤ったり、維持管理が適切に行われないと放流水の水質が悪化したり、悪臭が発生することもあります。

浄化槽の取り扱いのルールを定めた「浄化槽法」は、『公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与すること』を目的に制定されています。

ルールを守って、浄化槽が機能を十分に発揮できるよう正しい使い方と管理をお願いします。



問い合わせ先 寝屋川市保健所

---

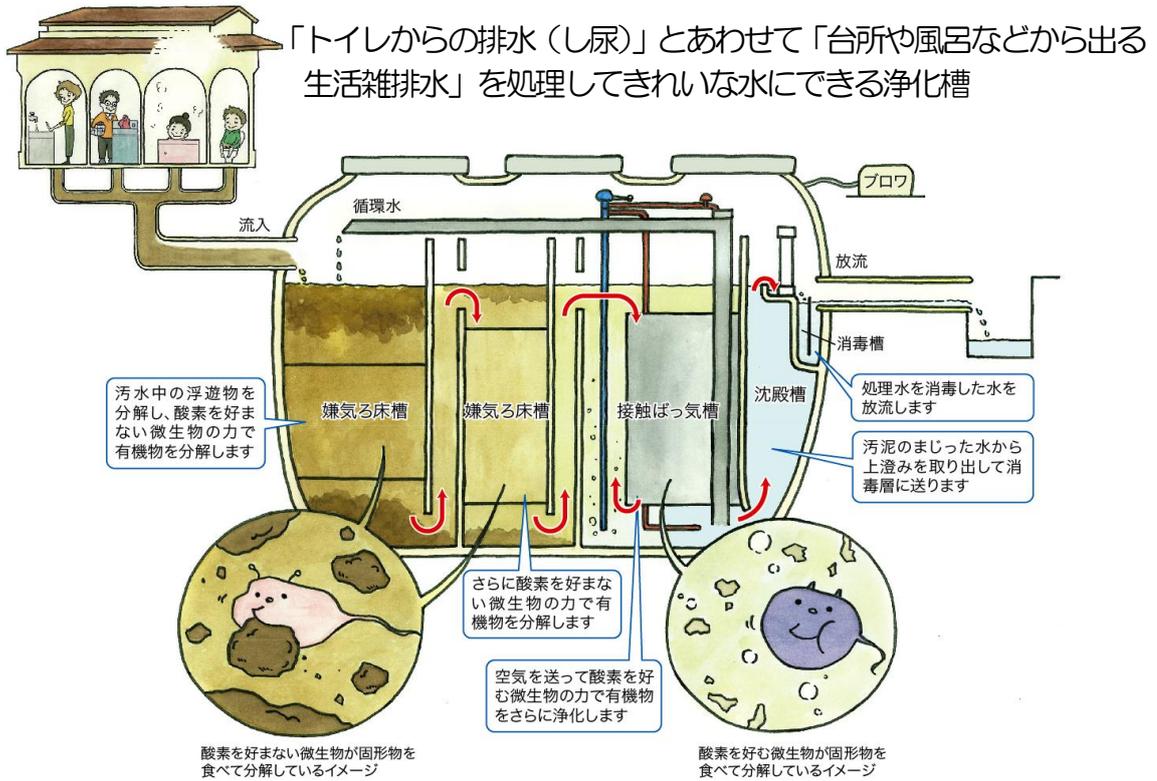
---

---

---

# 浄化槽の処理方式

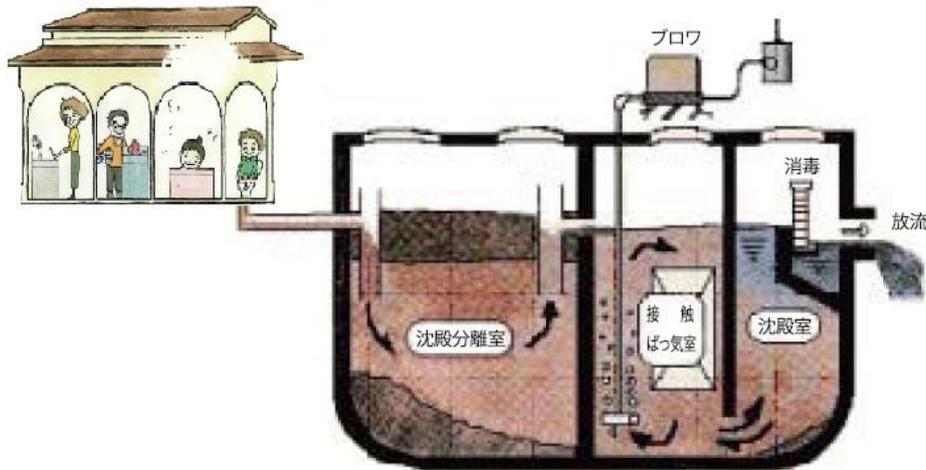
## 1 合併処理浄化槽



例) 嫌気ろ床接触ばっ気方式

## 2 単独処理浄化槽（みなし浄化槽）

「トイレからの排水（し尿）」のみを処理する浄化槽  
台所や風呂から出る雑排水は処理されず、そのまま水路等に放流されています。



例) 沈殿分離接触ばっ気方式

☆ 平成13年以降、単独処理浄化槽を新たに設置することはできません。

☆ 単独処理浄化槽をお使いの皆さま

単独処理浄化槽では生活雑排水は処理されないまま水路等に放流されるため、河川等の汚濁負荷の原因のひとつとなっています。生活雑排水も処理してきれいな水にする環境に優しい合併処理浄化槽への転換をお願いします。

# 浄化槽の管理

浄化槽の管理者（所有者等）には、次のことが浄化槽法で義務付けられています。

## ★ 保守点検を行うこと（法第10条）

浄化槽のいろいろな装置が正しく動いているかを点検し、装置や機械の調整・修理・汚泥の状況の確認、汚泥の引き抜きや清掃時期の判定、消毒剤の補給を行ってください。

寝屋川市内での業の登録を行った浄化槽保守点検業者に委託してください。



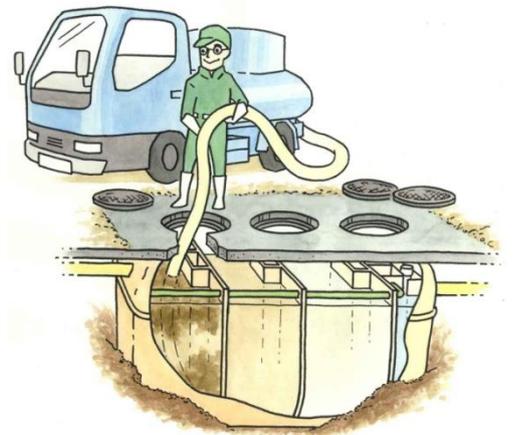
## ★ 清掃を行うこと（法第10条）

浄化槽に汚泥が溜まってくると、機能が低下し、処理が不十分になったり、悪臭の原因になります。そこで、汚泥を槽外へ引き抜き、付属装置や機械類を洗浄したり掃除したりすることが必要です。

年1回以上の実施が義務付けられています。

（全ばっ気方式については年2回以上）

寝屋川市の許可業者に委託してください。



## ★ 法定検査を受けること（法第7条、法第11条）

浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかどうかを調べる検査です。

毎年1回の実施が義務付けられています。

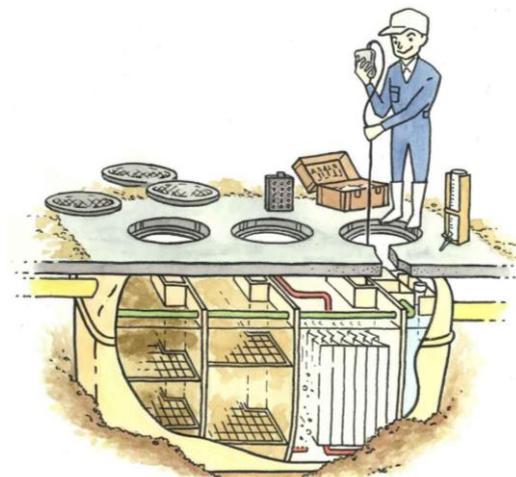
定期検査の申し込みは、大阪府知事の指定検査機関へ。

一般社団法人 大阪府環境水質指導協会

TEL 072-257-3531

ホームページアドレス

<http://www009.upp.so-net.ne.jp/suishitsu/>



## ★ 記録を保存すること

保守点検及び清掃の記録は、3年間保管する義務があります。

## ★ 浄化槽を廃止するときは

浄化槽を廃止した際は浄化槽廃止届の提出が必要です。寝屋川市保健所へ届け出てください。

# 使用上の注意について

浄化槽の中では水を浄化する多数の微生物が生きています。これらの微生物にダメージを与えないように、浄化槽を使用する皆さんに守っていただきたい点がいくつかあります。

## ★ トイレでは

- トイレトーパー以外のものを流さない  
(例 紙おむつ、衛生用品、たばこの吸殻)
- 掃除等に塩酸等の強い薬品を使わない



## ★ 浄化槽では

- ブロワ（送風機）の電源を切らない
- 浄化槽の上に物を置かない



## ★ 台所では

- 野菜くずや天ぷら油などは流さない

## ★ 洗濯では

- 洗剤・漂白剤は適正量使う  
河川や海の水質の汚れを少なくするため、し尿のみを処理する浄化槽（単独処理浄化槽）を設置している皆さまも、これら使用上の注意にご留意下さい。



<お問い合わせ先>

〒572-0838 寝屋川市八坂町28-3

寝屋川市保健所 保健衛生課

TEL:072-829-7721 (直通) FAX:072-838-1152

令和元年6月発行